

項 目	意 見
<p>全体その1 放送の通信による補完</p>	<p>問題点                      放送、映像等のコンテンツが、通信を経由して配信が始まった。                      有線と無線とを問わず、また送信方法がインターネット、無線LAN、携帯電話、その他の無線方式であると問わず、音声と音情報を含む映像コンテンツに、聴覚に障害があるものまたは環境等により聞き取ることが困難な者（以下、聴覚障害者等という）がアクセスできるようになっていないこと。</p> <p>要望事項                      あらゆる障害者がテレビジョン番組、映画、演劇その他の文化的な活動を享受することを規定する国連障害者権利条約第30条を持ち出すまでも無く、送信媒体が電波であるか、有線であるか、はたまたその融合であるに関わらず、映像音声に字幕付与の方針を進めてください。                      そのためには通信・放送の総合的な法体系に以下の内容を記載してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 テレビ放送されたもの、あるいは放送と同時にインターネット等で提供された番組、コンテンツは字幕、手話を付加して聴覚障害者等がアクセスできるように義務づけること。</li> <li>2 デジタル放送受信機でインターネットによるコンテンツを視聴する場合、字幕や手話を同期して見られる機能の規格を制定すること。</li> <li>3 答申にある、コンテンツ、伝送サービス及び伝送設備の各規律に加えて、アクセシビリティ規律を設定して、字幕付与等、障害者が必要とする配慮の位置付けを明確にすること。</li> <li>4 流通する全てのインターネット動画に字幕や手話等でアクセスする規格（*）の制定をすること。</li> </ol> <p>参考                      * JISX8341-3「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器・ソフトウェア及びサービス」第三部：ウェブコンテンツにおいて、見直しが行われ、動画を配信する際の字幕を「することが望ましい」から最低限「動画に字幕をつける」に変更予定である。</p>

<p>全体その2 通信の放送による補完</p>	<p><b>問題点</b> 人の遠隔コミュニケーションの主体は同時双方向に会話する音声電話である。しかし、聴覚障害者は聞こえないため、電話の第一機能を使用できない。これは社会参加（特に職場業務）において、大きな不利を招く。</p> <p><b>要望事項</b> 音声のみの電話に電話リレーサービスを通信インフラストラクチャーとして規定すること。</p> <p><b>参考</b> 「目で聴くテレビ」はテレビ字幕放送を通信（通信衛星）で補完している形態であり、その逆に通信を放送で補完する技術開発等を推進して、上記電話リレーサービスの要望事項を強く進めて欲しい。</p>
-----------------------------	--